

## ○文化財保護法の一部を改正する法律等の施行につ

いて(通知)

平成十六年十二月二十七日 一六庁財第三二〇号  
 各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市市長、各指  
 定都市教育委員会、各中核市長、各中核市教育委員会、文化庁  
 関係各独立行政法人の長あて 文化庁次長通知

文化財保護法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(別紙一  
 略)が、第百五十九回国会において成立し、平成十六年五月二十八日、  
 法律第六十一号をもって公布され、平成十七年四月一日から施行されるこ  
 ととなりました。また、これに伴い、文化財保護法の一部を改正する法律  
 の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(以下「整備政令」という。)(別  
 紙二略)が、平成十六年十二月二十七日、政令第四百二十二号をもって  
 公布され、平成十七年四月一日から施行されることとなりました。

このたびの法改正は、平成十四年十二月に閣議決定された「文化芸術  
 の振興に関する基本的な方針」や文化審議会の答申等における指摘を踏ま  
 え、社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指して、国民の生  
 活に密接に関係した文化的な所産を新たな保護対象分野としていくととも  
 に、近代の文化財など保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野  
 へ対応し、文化財保護手法の多様化を図っていくものであり、その主要な  
 点は次のとおりです。

- 1 文化的景観の保護制度を設けたこと。
- 2 民俗文化財の定義に民俗技術を新たに追加したこと。
- 3 建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制  
 度を拡充したこと。

このたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわた  
 る大幅なものであり、その実施運用にあたっては、以下の事項をご了知の  
 上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市(区)町  
 村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

なお、このたびの法改正等に伴う文部科学省令及び告示の整備等につ  
 ては、追って通知いたします。

記

## 第一 総則関係

## 1 趣旨

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反  
 映して継承されてきたものであり、現代の我が国の文化の基礎をなすも  
 のである一方、その保護の在り方については、社会構造や国民の意識の  
 変化を踏まえ、不断に改善を図っていく必要がある。

人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観及び生活や生  
 産に関する用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた民  
 俗技術については、いずれも国民の生活に密接に関係したものであり、  
 我が国の歴史、文化等を正しく理解するために不可欠のものであるが、  
 我が国の社会・産業構造の変化や国民生活・意識の変化により、その価  
 値が十分認識されないまま失われつつある。

このため、今回の法改正において、文化的景観を新たに文化財として  
 位置付けるとともに、民俗技術を民俗文化財の一形態として位置付け、  
 保護の対象とすることとした。

- 2 文化財の定義の拡充(改正法による改正後の文化財保護法(以下「法」  
 という。)第二条関係)。

(1) 文化財の定義に、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の  
 風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のた  
 め欠くことのできないものを文化的景観として新たに追加すること  
 としたこと(第一項第五号関係)。

(2) 民俗文化財の定義に、現行の風俗慣習及び民俗芸能に加えて、民俗  
 技術を新たに追加することとしたこと(第一項第三号関係)。

(注) 民俗技術とは、例えば、鍛冶や船大工等の生活や生産に関する  
 用具、用品等の製作技術など、地域において伝承されてきた技

術をいう。

## 第二 文化的景観の保護関係

### 1 趣旨

田や畑などの農耕地、里山、漁場などの川や海の近辺等には、地域の人々が自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、長い時間が経つうちに形作られてきた「原風景」ともいうべき独特の風景がある。人と自然との関わりの中で育まれた風景には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められている。このような風景は、一般的に「文化的景観」と呼ばれる。

文化的景観は、その地域の歴史及び文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化遺産であり、近年の土地開発や過疎化等によりその文化的価値が認められず消滅していくことが多い。

このような状況を踏まえ、今回の法改正において、文化的景観を新たに文化財として位置付け、所要の保護措置を講ずることとした。

### 2 文化的景観の保護措置（法第八章関係）

(1) 重要文化的景観の選定及び選定の解除（法第三百三十四条及び第三百三十五条関係）

文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法（平成十六年法律第百十号）に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定することができることとしたこと（法第三百三十四条第一項関係）。また、重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、選定を解除することができることとしたこと（法第三百三十五条第一項関係）。

なお、選定及びその解除は、その旨を官報で告示するとともに、重要文化的景観の所有者及び権原に基づく占有者並びに選定の申出を行った都道府県又は市町村に通知してすることとしたこと。その

際、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて重要文化的景観の所在地の市（特別区を含む。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができることとしたこと。また、その効力発生時期について、一般的には官報告示のあつた日、所有者又は権原に基づく占有者に対しては、通知が到達した時又は通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずることとしたこと（法第三百三十四条第二項及び第三百三十五条第二項関係）。

(2) 重要文化的景観の滅失又はき損の届出（法第三百三十六条関係）

重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、届出を要しないこととしたこと。

(3) 重要文化的景観の管理に関する勧告又は命令（法第三百三十七条関係）

ア 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができることとしたこと。

イ 文化庁長官は、勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができることとしたこと。

ウ 文化庁長官は、勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について申出を行った都道府県又は市町村の

意見を聴くものとする事としたこと。

エ 勧告又は命令に基づいてする措置のために要する費用は、その全部又は一部を国費の負担とすることができることとし、文化庁長官は、当該費用負担を行った重要文化的景観の管理について指揮監督することができる事としたこと。

(4) 費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金（法第三百三十八条関係）

勧告又は命令に基づいてする滅失又はき損の防止の措置について、国が費用負担を行った重要文化的景観について、その後、所有者等が有償で譲り渡した場合においては、納付金額を文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない事としたこと。

(5) 重要文化的景観の現状変更等の届出等（法第三百三十九条関係）

ア 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない事としたこと。ただし、現状変更については、維持の措置、若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合は、届出を要しない事としたこと。

イ 維持の措置の範囲は、文部科学省令で定めるとした事としたこと。

ウ 重要文化的景観の保護上必要があるときは、文化庁長官は、届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる事としたこと。

(6) 重要文化的景観の現状等の報告（法第四百十条関係）

文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重

要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる事としたこと。

(7) 他の公益との調整等（法第四百十一条及び整備政令第一条関係）

ア 文部科学大臣は、重要文化的景観の選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない事としたこと。

イ 文化庁長官は、重要文化的景観の管理に関する勧告若しくは命令又は現状変更等に関する勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない事としたこと。

この規定を踏まえ、文化財保護法施行令において、当該協議は、勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする事としたこと（整備政令第一条関係）。

ウ 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる事としたこと。

### 第三 民俗技術の保護関係

#### 1 趣旨

生活や生産のための用具、用品等の製作技術など、地域において伝承されてきた民俗技術は、国民の生活に密接に関係した文化的所産であり、我が国民の生活の推移を理解する上で不可欠なものである。また、

近年の先端的な製作技術の原型をなすものとして、新たな技術革新のために常に翻って参照し得ることが重要であるが、これらは一旦失われてしまうと復元することが著しく困難なものである。

このような地域に根ざした民俗技術を保護するため、今回の法改正において、民俗技術を民俗文化財の一形態として位置付け、現行の民俗文化財と同様の保護措置を講ずることとした。

## 2 民俗技術の保護措置（法第五章関係）

(1) 現行の民俗文化財と同様に、文部科学大臣は、民俗技術に用いられる物件のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、民俗技術のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することなどができることとなること（法第七十八条及び第七十九条関係）。

(2) 重要有形民俗文化財に指定された場合には、滅失、き損等又は現状変更等の届出義務を課すとともに、現状変更等に関する必要な指示、輸出の許可、管理に関する勧告又は命令、公開のための出品に関する勧告等の保護措置を講ずることができることとなること（法第八十条～第八十六条関係）。

(3) 重要無形民俗文化財に指定された場合には、その保存に要する経費の一部補助、記録の公開に関する勧告、保存に関する助言又は勧告等の保護措置を講ずることができることとなること（法第八十七条～第八十九条）。

(4) 重要無形民俗文化財以外の民俗技術について、特に必要のあるものを選択して記録作成等の保護措置を講ずることができることとなること（法第九十一条関係）。

## 第四 登録制度の拡充関係

### 1 趣旨

平成八年の文化財保護法の改正により、指定制度を補完するものとして、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて所有者の自主的な保護に期待する登録制度が導入された。登録制度は、

有形文化財のうち建造物について先行導入されたが、これは、建造物は、①開発の進展に伴う取り壊しの危機に瀕するものが多いこと、②一定の対象物件が把握されていること、などによるものである。

建造物以外の有形の文化財については、引き続き保護手法の在り方を検討してきたところである。その結果、今日、地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い残存することが困難な状況にあり、保存及び活用のための措置が特に必要とされる近代の文化財が多数存在しており、これらは、文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着しておらず、直ちに既存の指定制度による指定を行うことは困難であるが、放置しておくことと消滅等の可能性が高いことから早急な保護が望まれる状況にあるなどの結論を得たところである。

このため、今回の法改正において、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充することとした。

### 2 登録有形文化財制度の拡充（法第三章第二節関係）

(1) 建造物以外の有形文化財の登録（法第五十七条第一項関係）

建造物以外の有形文化財についても、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとしたこと。

(2) 登録有形文化財の登録の抹消の例外（法第五十九条第二項関係）

登録有形文化財について、地方公共団体が条例の規定により指定を行った場合であっても、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、登録を抹消しないことができることとしたこと。

(注) 登録制度では、登録文化財が国又は地方公共団体の指定文化財となり、より手厚い保護が図られる場合には、原則として登録を存続する意義が失われるため、登録を抹消することとしている。

ただし、地方公共団体の指定文化財になった場合においても、

国として引き続き調査研究する必要があるなど保存及び活用のための措置を講ずる必要がある場合には、登録を存続する意義は必ずしも失われていないため、例外的に登録を抹消しないことができることとした。

(3) 登録有形文化財の亡失又は盗難（法第六十一条関係）

建造物以外の動産である有形文化財にも登録制度を拡充したことに伴い、登録有形文化財の亡失又は盗難の場合を届出事項に加えたこと。

(4) 登録有形文化財の所在の変更（法第六十二条関係）

登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならぬこととしたこと。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りることとしたこと。

（注）「所在の変更」とは、所有者等が文化財を現在所在する場所から別の場所に移すことであり、例えば、修理のための移動、管理条件のより良い場所への移動、所有者変更に伴う移動などがある。

今回対象に加えた建造物以外の有形文化財については、動産であり、一般にその移動が容易なものが多く所在の変更が生じる可能性が高いため、規定を整備することとした。

(5) 登録有形文化財の輸出の届出（法第六十五条関係）

ア 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。

イ 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができることとしたこと。

（注）① 「輸出」とは、登録有形文化財を国外へ持ち出すことである。今回対象に加えた建造物以外の有形文化財については動産であり、一般に移動が容易なものが多く輸出される可能性があるため、規定を整備することとした。

② 輸出をしようとする者に対して文化庁長官が行う必要な指導、助言又は勧告は、当該輸出の理由や輸送方法等を把握し、輸出が適切に行われることを目的としている。

(6) 登録有形文化財に関するその他の保護措置

建造物以外の有形文化財が登録有形文化財に登録された場合には上記(1)～(5)のほか、現行の登録有形文化財と同様に、滅失、き損又は現状変更の届出義務を課すとともに、現状変更に関する必要な指導、助言又は勧告、公開に関する指導又は助言等の保護措置を講ずることができることとなること（法第三章第二節関係）。

（注）現行の登録有形文化財の保護措置の具体的な取扱いについては、平成八年八月三十日庁保伝第四百四十三号文化庁次長通達を参照されたい。

3 登録有形民俗文化財制度の創設（法第九十条関係）

(1) 有形の民俗文化財の登録（法第九十条第一項及び第二項関係）

ア 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（地方公共団体が条例の規定により有形民俗文化財の保護のための指定を行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとしたこと。

イ 文部科学大臣は、登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くこととともに、文化財登録原簿

に記載すべき事項は、文部科学省令で定めることとしたこと。

(2) 登録有形民俗文化財の保護措置（法第九十条第三項関係）

登録有形民俗文化財については、現行の登録有形文化財と同様の保護措置を講ずることとしたこと（法第三章第二節の準用）。なお、現状変更又は輸出の届出については、登録有形文化財の場合における三十日前の届出期間を二十日前までに短縮するとともに、文部科学省令の定める場合には、現状変更の届出を要しないこととしたこと。

(注) 登録有形民俗文化財は、生活に密着した身近な技術等により修理等が頻繁に行われるほか、地域の複数の人々によって担われていることを踏まえ、現状変更及び輸出の届出期間を短縮するとともに、一定の場合に届出を要しないこととしたこと。

4 登録記念物制度の創設（法第三百三十二条及び第三百三十三条関係）

(1) 記念物の登録（法第三百三十二条関係）

ア 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。）以外の記念物（地方公共団体が条例の規定により記念物の保護のための指定を行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるとしたこと。

イ 文部科学大臣は、登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くこととともに、文化財登録原簿に記載すべき事項は、文部科学省令で定めることとしたこと（法第五十七条第二項及び第三項の準用）。

また、登録は、官報で告示し、所有者及び権原に基づく占有者に通知すること、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて所在地の市町村の事務所等に掲示することができること、官報告示があった日及び通知が到達した時等からその効力を生ずることとしたこと。（法第九十条第

三項）第五項の準用）。

さらに、登録にあたっては、関係者の財産権等を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならないこととしたこと（法第一百一十一条第一項の準用）。

(注) 特に、関係地方公共団体の意見聴取の取扱いに関しては、平成八年八月三十日庁保伝第四百四十三号文化庁次長通達第一・一(1)（注）④を参照されたい。

(2) 登録記念物の保護措置（法第三百三十三条関係）

登録記念物については、原則として現行の登録有形文化財に関する規定を準用する一方、記念物としての特異性を勘案すべき事項について、史跡名勝天然記念物に関する規定を準用することとしたこと。

ア 登録の抹消

文部科学大臣は、登録記念物について、史跡名勝天然記念物に指定したときだけでなく、都道府県教育委員会が仮指定を行ったときにも原則としてその登録を抹消することとしたこと（法第五十九条第一項の読替え）。

イ 登録の抹消の告示、通知及び当該通知に代わる掲示

文部科学大臣が登録記念物の登録の抹消をしたときは、すみやかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録記念物の所有者だけでなく、史跡名勝天然記念物の場合と同様に、権原に基づく占有者に対しても通知することとしたこと。また、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができることとしたこと（法第五十九条第四項の読替え）。

ウ 登録の抹消の効力発生時期

登録記念物の登録の抹消の効力発生時期について、所有者又は権原に基づく占有者に対しては、史跡名勝天然記念物の場合と同様

に、通知が到達した時又は通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずることとしたこと（法第五十九条第五項の読替え）。

#### エ 現状変更の届出等

登録記念物の現状変更をしようとする者は、三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならぬこととし、登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、指導、助言又は勧告をすることができることとしたこと（法第六十四条の準用）。

#### オ 現状等の報告

文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録記念物の所有者等に対し、登録記念物の現状又は管理等の状況につき報告を求めることができることとしたこと（法第六十八条の準用）。

カ 自然環境の保護及び整備に関する文部科学大臣又は文化庁長官の環境大臣への意見

名勝又は天然記念物の場合と同様に、文部科学大臣又は文化庁長官は、登録された名勝地又は登録された動物、植物及び地質鉱物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができることとしたこと（法第一百一十一条第二項の準用）。

キ 自然環境の保護に関する環境大臣の文部科学大臣又は文化庁長官への意見

名勝又は天然記念物の場合と同様に、環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い登録された名勝地又は登録された動物、植物及び地質鉱物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣又は文化庁長官に対し、意見を述べることができることとしたこと（法第一百一十一条第三項の準用）。

ク 管理団体が行う管理及び復旧並びに所有者等が行う管理及び復旧

登録記念物においては、史跡名勝天然記念物の場合における管理団体が行う管理及び復旧に関する規定並びに所有者等が行う管理及び復旧に関する規定を準用することとしたこと（法第一百三十三条）  
（法第二十條の準用）。

この場合において、登録制度が、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて所有者等の自主的保護に期待するものであることにかんがみ、以下のように準用関係を整理し、所要の読替えを行うこととしたこと。

#### ①管理団体の指定（法第一百三十三条第一項の読替え）

登録記念物の管理団体の指定については、関係地方公共団体の申出があつた場合に、関係地方公共団体の意見を聴いて行うこととしたこと。

（注）特に、関係地方公共団体の意見聴取の取扱いに関しては、

平成八年八月三十日庁保伝第四百四十三号文化庁次長通達第一・一(4)（注）②を参照されたい。

#### ②管理団体による管理及び復旧（法第一百八条の読替え）

##### ○準用条項

・管理義務（法第三十一条第一項。文化庁長官による指示の適用がないため読替えを行う。）

・滅失、き損等の届出義務（法第三十三条）

・文化庁長官に対する管理又は修理に関する技術的指導の求め（法第四十七条第四項）

##### ○準用除外条項

・文化庁長官による管理方法の指示（法第三十条）

・管理又は修理の補助並びに文化庁長官の指示及び指揮監督（法第三十五条）

・文化庁長官への管理又は修理の委託及び勧告（法第四十七条第一項）  
（第三項）

・管理団体の指定又は指定解除に伴う権利義務の承継（法第五十六条三項）

③所有者による管理及び復旧（法第二百二十条の読替え）

○準用条項

・管理義務（法第三十一条第一項。文化庁長官による指示の適用がないため読替えを行う。）

・所有者又は管理責任者の変更（法第三十二条）

・滅失、き損等の届出（法第三十三条）

・標識等の設置（法第一百五十五条第一項）

・土地の所在等の異動の届出（法第一百五十五条第二項）

・文化庁長官に対する管理又は修理に関する技術的指導の求め（法第四十七条第四項）

○準用除外条項

・文化庁長官による管理方法の指示（法第三十条）

・管理又は修理の補助並びに文化庁長官の指示及び指揮監督（法第三十五条）

・文化庁長官への管理又は修理の委託及び勧告（法第四十七条第一項～第三項）

・所有者変更に伴う権利義務の承継（法第五十六条第一項）

④管理責任者による管理（法第二百二十条の読替え）

○準用条項

・管理義務（法第三十一条第一項。文化庁長官による指示の適用がないため読替えを行う。）

・管理責任者の氏名等の変更の届出（法第三十二条第三項）

・滅失、き損等の届出（法第三十三条）

・文化庁長官に対する管理又は修理に関する技術的指導の求め（法第四十七条第四項）

・土地の所在等の異動の届出（法第一百五十五条第二項）

○準用除外条項

・文化庁長官による管理方法の指示（法第三十条）

(3) 管理団体の指定に係る不服申立ての手続きにおける意見の聴取（法第五十六条第一項第二号関係）

登録記念物の管理団体の指定についての異議申立てに対する決定は、異議申立てを受理した日から三十日以内に、異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならないこととしたこと。

(注) 登録記念物の場合、管理団体の指定にあたっては、所有者及び権原に基づく占有者の同意を要件としていないため、文化庁長官による管理団体の指定の適正を期す観点から、史跡名勝天然記念物の場合と同様に、異議申立ての手續における意見の聴取の対象としたものである。

第五 文化審議会関係

1 今回の法改正により、登録有形民俗文化財及び登録記念物の登録並びに重要文化的景観の選定制等新たに制度が設けられたことに伴い、文化審議会に諮問すべき事項を新たに追加したこと（法第五十三条関係）

2 新たに諮問事項としたのは、次のとおりである。

(1) 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（法第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

(2) 登録記念物の登録及びその登録の抹消（法第三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

(3) 重要文化的景観の選定及びその選定の解除

(4) 重要文化的景観の管理に関する命令

第六 国に関する特例関係

1 重要文化的景観についての国に関する特例（法第六十三条～第



百七十一条関係)

国有財産である重要文化的景観の文部科学大臣による原則管理、所管換え又は所属換えの無償取扱い、重要文化的景観に選定したときの各省各庁の長への通知、管理する各省各庁の長による管理義務等、重要文化的景観についての国に関する特例を設けたこと。

2 建造物以外の登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物についての国に関する特例（法第七十八条～第八十一条関係）

(1) 関係各省各庁の長が建造物以外の登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの通知等、建造物以外の登録有形文化財についての国の特例を定めたこと。

(2) 国の所有に属する有形の民俗文化財又は記念物について登録有形民俗文化財又は登録記念物（以下「登録有形民俗文化財等」という。）に登録したときの通知等は、当該登録有形民俗文化財等を管理する各省各庁の長に対して行うこととすること、関係各省各庁の長が登録有形民俗文化財等を取得了たときの通知等、登録有形民俗文化財等についての国の特例を定めたこと。

第七 罰則関係

1 重要文化的景観に関し、次に掲げるものについて過料を新たに設けたこと。

(1) 三十万円以下の過料（法第二百一条第三号関係）

重要文化的景観の管理に関する命令違反

(2) 十万円以下の過料（法第二百二条第五号関係）

重要文化的景観の現状等の報告義務違反、虚偽の報告

(3) 五万円以下の過料（法第二百三条第二号関係）

ア 重要文化的景観の滅失・き損の届出義務違反、虚偽の届出

イ 重要文化的景観の現状変更等の届出義務違反、虚偽の届出

2 登録制度に関し、次に掲げるものについて過料を新たに設けたこと。

(1) 十万円以下の過料（法第二百二条第五号関係）

登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状等の報告義務違反、虚偽の報告

(2) 五万円以下の過料（法第二百三条関係）

ア 登録有形民俗文化財の登録証の返付義務違反、引渡し義務違反

イ 登録有形民俗文化財又は登録記念物の管理責任者の選任・解任

の届出義務違反、虚偽の届出

ウ 登録有形民俗文化財又は登録記念物の所有者又は管理責任者の変更の届出義務違反、虚偽の届出

エ 登録有形民俗文化財又は登録記念物の滅失・き損等の届出義務違反、虚偽の届出

オ 登録有形民俗文化財又は登録有形民俗文化財の所在の変更の届出義務違反、虚偽の届出

カ 登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更の届出義務違反、虚偽の届出

キ 登録有形民俗文化財又は登録有形民俗文化財の輸出の届出義務違反虚偽の届出

ク 登録記念物の土地の所在等の異動の届出義務違反、虚偽の届出

ケ 登録有形民俗文化財又は登録記念物の管理団体が行う管理又はその管理のため必要な措置に対する所有者等の拒否等

その他

1 施行期日

改正法及び整備政令の施行期日は、平成十七年四月一日とすることとしたこと（改正法附則第一条及び整備政令附則関係）。

2 都市公園法施行令等の一部改正関係

文化財保護法の改正に伴う保護対象の拡大及び保護手法の多様化を踏まえ、他の指定文化財等と同様、特例的な取扱いとするなど所要の規定の整備を行うこととしたこと。

(1) 都市公園法施行令の一部改正

都市公園に公園施設として設けられる建築物で一定の建築面積を超えることができるものとして、登録有形民俗文化財及び登録記念物として登録された建築物を追加することとしたこと（整備政令第六条関係）。

(2) 新都市基盤整備法施行令の一部改正

新都市基盤整備事業の施行者が収用することのできる土地の面積の算出に当たつての学術上又は宗教上特別な価値のある土地として、重要文化的景観を構成する土地を追加することとしたこと（整備政令第十条関係）。

3 文部科学省組織令の一部改正関係

文化的景観が新たに文化財として定義され保護対象となったことに伴い、文化庁文化財部記念物課の所掌事務に文化的景観の保存及び活用に関する事務を追加することとしたこと（整備政令第十六条関係）。

4 文化財保護法の条文の枝番号の整理に伴う規定の整備

改正法において、文化財保護法の条文の枝番号の整理を行ったことに伴い、当該変更があつた条番号を引用している関係法律について、所要の規定の整備を行うこととしたこと（改正法附則第二条〜第十五条関係）。

また、当該変更があつた条番号を引用している関係政令についても、所要の規定の整備を行うこととしたこと（整備政令第二条〜第五条、第七条〜第九条、第十一条〜第十五条及び第十七条関係）。

(注) 各地方公共団体の文化財保護に係る条例等において、文化財保護法の改正により変更が生ずることとなる条番号を引用している場合には、当該条例等の改正が必要であることに留意されたい（参考資料を参照のこと―略）。